

広島県告示第二百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

		区域の名称		土砂災害警戒区域		所在地 広島県三原市本郷町船木及び同市本郷町上北方地内
		自然現象の種類	因となる発生原因	土砂災害	表区域の示	
(三) 梨和川支川 (五〇二)	a) 免開中川(五〇四一隣)	免開中川(五〇四二)	免開中川(五〇四二)	免開東川(五〇四〇)	免開東川(五〇四〇)	土砂災害の自然現象の種類
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表区域の示
(三) 梨和川支川 (五〇二)	a) 免開中川(五〇四一隣)	免開中川(五〇四二)	免開中川(五〇四二)	免開東川(五〇四〇)	免開東川(五〇四〇)	土砂災害の自然現象の種類
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の自然現象の種類
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。